

3.1.17 対外的意見表明にあたっての申し合わせ

1999年9月24日 理事会決

本会の目的事業に照らして、さらに社会的な諸課題に対して、蓄積される膨大な研究成果ならびに見識に基づき、必要と判断される意見を外部に公表する際には、一般規則第14条（委員会の意見の対外発表）、第26条（支部の意見の対外発表）によるほか、この申し合わせによる。

第1条 目的

本会の意見（要望、提言、提案、見解など）を外部に公表するにあたり、発議者、発信者、責任の所在、手続き等について申し合わせ、意義ある意見表明とその根拠となる学術的成果ならびに見識を公表する事を通じ、本会の社会的寄与を高めることを目的とする。

第2条 発議

理事、委員会、支部はそれぞれの所管（理事にあつては分掌事項、委員会にあつては設置目的・当該専門分野、支部にあつては当該支部地域の課題）の範囲において、意見表明を必要と判断した際は、その旨を総務委員会に発議する。

2. 発議にあつては、下記の資料を総務委員会宛提出する。

- 1) 主題・発信者名・意見全文
- 2) 意見表明の主旨・理由
- 3) 必要に応じてその学術的根拠ないし所見

3. 総務委員会は、発議内容を吟味し表明形式（要望、提言、提案、見解など）ならびに発信者名を定め、関係機関に付議する。

第3条 発信者

意見表明の発信者は原則として下記によるものとし、必要に応じて連名とすることもできる。

- 1) 会長
- 2) 支部長
- 3) 委員長または主査（総括委員会・本委員会※1・運営委員会・小委員会）

【※1】本会組織図に位置付けられる総括委員会以外の委員会をいう。

第4条 手続き

意見表明にあつては、発信者名に応じて下記機関の「承認」ならびに「報告」を必要とする。但し、機関決定までの時間的猶予がなく、かつ総務理事が意見表明が必要と判断した発議に関しては、会務担当副会長ならびに会長の決裁により意見を表明することができる。その場合、関係機関には速やかに報告し了承を求めるものとする。

- 1) 会長名：理事会の「承認」
- 2) 支部長名：役員会または常議員会の「承認」、ならびに理事会への「報告」
- 3) 委員長名
 - イ. 総括委員会委員長名：理事会の「承認」
 - ロ. 本委員会委員長名：総括委員会の「承認」、ならびに理事会への「報告」
 - ハ. 運営委員会委員長または主査名：本委員会の「承認」、ならびに理事会への「報告」

ニ. 小委員会委員長または主査名：本委員会の「承認」，ならびに理事会への「報告」

第5条 意見表明の根拠ならびに責任の所在

意見書には，必要に応じて関係支部あるいは関係委員会の所見ないし学術的根拠を添付する。

2. 発信者が会長名以外の意見書には，責任の所在を明記する。

例示「この意見は〇〇〇委員会（理事会，支部常議員会）の承認を得て〇〇〇委員会（支部）の責任において表明する。」

付則1. 建築物の保存要望にあたっては「価値ある建築物の保存要望にあたっての申し合わせ」による。

2. 本申し合わせは1999年9月24日より実施する。